

# **鴻巣市地球温暖化対策実行計画**

**(第3期：平成26～30年度)**

**平成26年3月**

**鴻 巣 市**

# 鴻巣市地球温暖化対策実行計画 (第3期:平成26～30年度)

## 目次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化問題と国際的な動きと日本の対応	1
2 鴻巣市でのこれまでの取組と成果	3
第2章 計画の基本的事項	5
1 計画の目的	5
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の対象範囲	6
第3章 計画の目標と方針	7
1 鴻巣市における二酸化炭素排出量	7
2 温室効果ガスの排出削減目標	8
3 目標達成に向けた基本方針	9
第4章 目標達成に向けた取組項目	10
1 取組の全体像	10
2 取組項目	11
第5章 計画の進行管理等	17
1 推進及び進行管理体制	17
2 環境コミュニケーション	19
3 実行計画の見直し	19
参考資料	20
資料1 温室効果ガス等調査対象組織	21
資料2 温室効果ガス等調査結果補足(平成24年度)	24

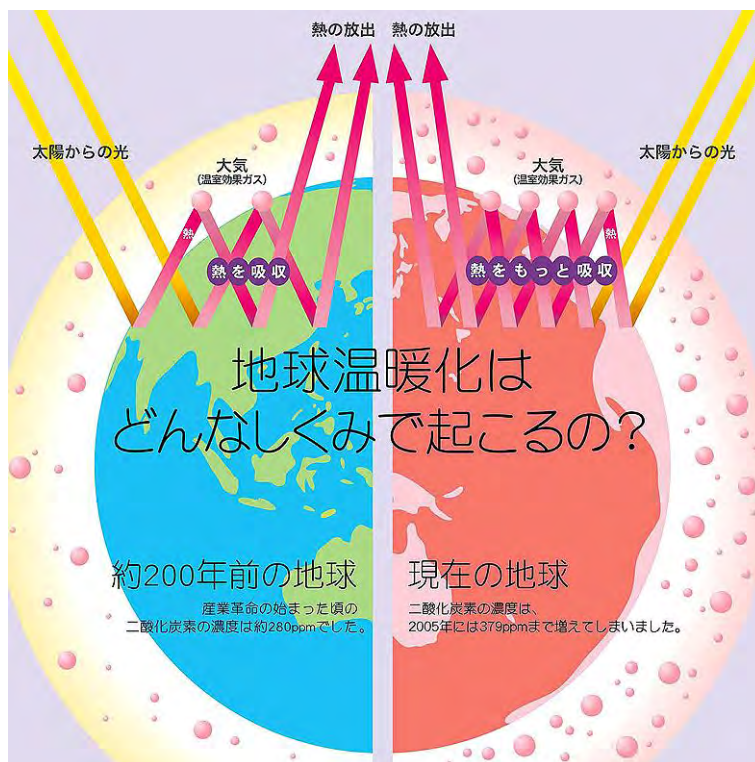
# 第1章 計画策定の背景

## 1. 地球温暖化問題と国際的な動きと日本の対応

### (1) 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象です。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されています。



温室効果ガスと地球温暖化のメカニズム

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

### (2) 国際的な動きと日本の対応

地球温暖化防止に関する対策として国際的には、1992年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、1994年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締結国会議が第1回目のドイツのベルリン（COP1）から始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決められました。1997年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）

が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年」の第1約束期間に、1990年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的動きを受けて、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」が平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、平成10年6月に「地球温暖化対策推進大綱」（旧大綱）が策定され、その後、京都議定書の発効を受けて、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた1990年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されました。こうしたなか、2011年3月に発生した、東日本大震災の影響による原子力発電所の停止を受け、2013年11月に開催された気候変動枠組み条約第19回締結国会議（COP19）において、日本は温室効果ガス削減目標を引き下げ、2020年までの温室効果ガスの排出量を05年比で3.8%削減目標を表明しました。

### （3）基礎自治体としての市町村に求められる役割

「京都議定書目標達成計画」では、地方公共団体の基本的な役割として、①地域の特性に応じた対策の推進、②率先した取組の実施、③地域住民等への情報提供と活動推進の3つがあげられています。本計画は、この②について、具体的な目標や実施内容等について定めるものです。

特に、基礎自治体である市町村には、より地域に密着した取組、市民や事業者等の行動促進となるような温暖化対策の実践とその効果のPR、また、地域ぐるみの取組への進展といった波及効果が求められています。

「地球温暖化対策推進法」では、地方公共団体に対し、第20条で、地域における温室効果ガスの排出抑制を進める総合的かつ計画的な施策（地域推進計画）の策定・実施に努めるよう求めています。

## 2 鴻巣市でのこれまでの取組と成果

### (1) 鴻巣市におけるこれまでの取組

鴻巣市では、平成 13 年 3 月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条（旧 8 条）の規定に基づき「鴻巣市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成 13～17 年度）を策定しました。そして、平成 14 年 2 月に財団法人日本品質保証機構（JQA）より本庁舎を対象に ISO14001 の認証を取得して、環境保全活動における率先実行の中で地球温暖化に関連する取組も進めてきました。

なお、平成 17 年度末には ISO14001 の登録を解除しましたが、平成 18 年度からは、「庁舎内環境配慮推進事業」として、新たな環境方針に基づき、地球温暖化対策を率先的に取り組むための手順や基準を明確化した「地球温暖化対策取組要綱」を策定しました。その後、地球温暖化対策実行計画第 2 期（平成 20～24 年度）を策定して、全職員が地球温暖化対策への取組を実行しています。

### (2) 「鴻巣市地球温暖化対策実行計画」の目標達成状況

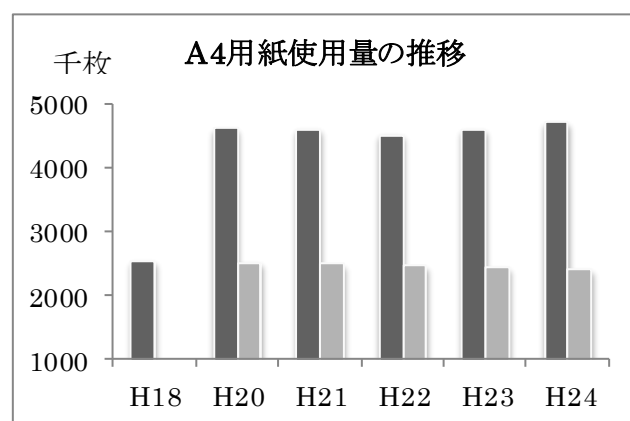
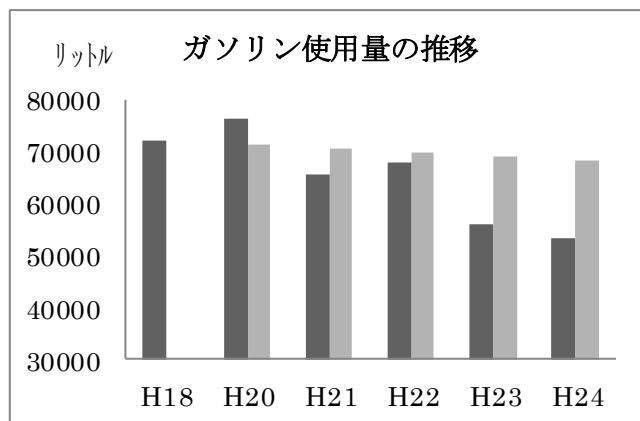
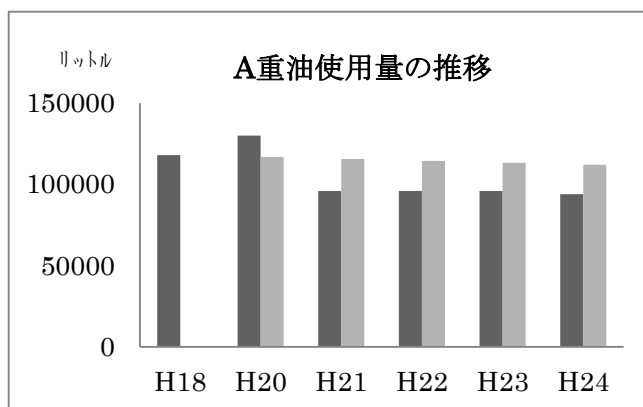
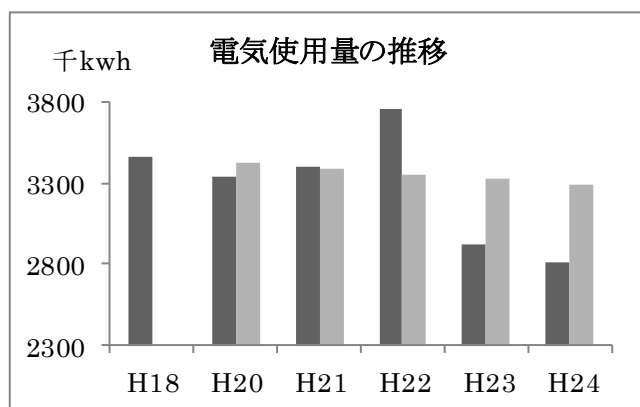
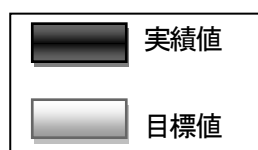
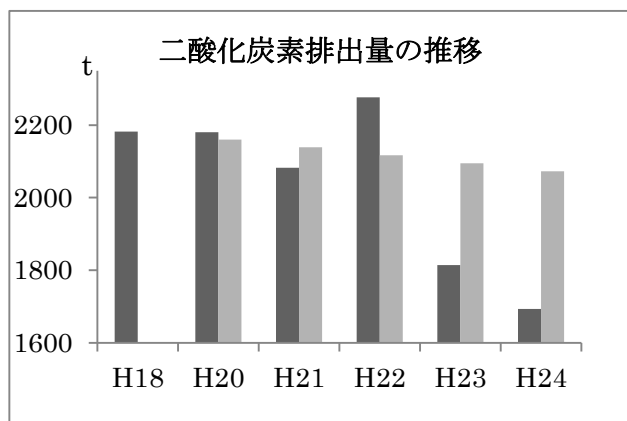
「鴻巣市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガス総排出量を、平成 18 年度を基準年として、平成 24 年度までに 6%以上削減することを目標とするとともに、個別の取組項目の目標として、電気使用量、燃料使用量、用紙使用量、ごみ排出量、水道使用量について、それぞれ平成 18 年度を基準年に、平成 24 年度までに 6%以上削減することとしています。

鴻巣市では「庁舎内環境配慮推進事業」に基づいて環境配慮を推進し、温室効果ガス排出量の削減にも取り組んできた結果、平成 24 年度の実績を平成 18 年度と比較すると、下表のように約 22.4% の削減が実現しています。

市管理施設における二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）排出量（平成 24 年度）

項目	市管理施設	CO <sub>2</sub> 排出量 H24 (kg-CO <sub>2</sub> )	CO <sub>2</sub> 排出量 H18 (kg-CO <sub>2</sub> )	削減率 対 18 年度
ガソリン (リットル)	53,915	124,004.3	165,677.07	▲25.15%
灯油 (リットル)	19,916	49,789.7	61,732.50	▲19.35%
軽油 (リットル)	11,448	29,765.9	36,003.16	▲17.32%
A 重油 (リットル)	94,335	254,705.2	318,600	▲20.05%
LPG (m <sup>3</sup> )	5,740	12,626.7	8,040.90	57.03%
都市ガス (m <sup>3</sup> )	21,213	133,639.4	345,725.10	▲61.35%
電気 (kWh)	2,911,283	1,088,820.2	1,246,406.40	▲12.64%
CO <sub>2</sub> 排出量合計		1,693,351.4	2,182,185.14	▲22.40%

市管理施設における各項目の推移 平成 20 年度～平成 24 年度)



## 2. 計画の基本的事項

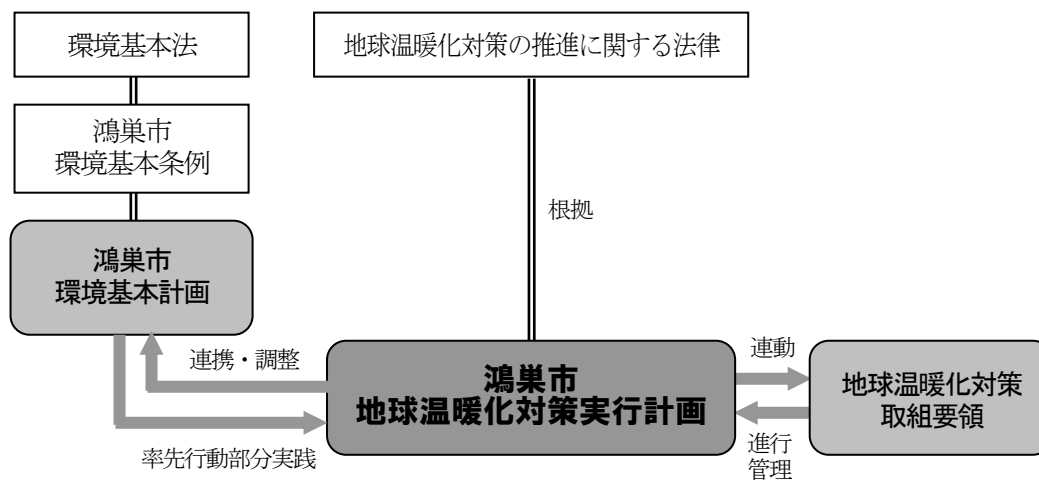
### 1. 計画の目的

「鴻巣市地球温暖化対策実行計画」は、市が行うすべての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。さらに、市の率先した取組の成果等を広く PR していくことで、市民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取組のさらなる実践を促します。

なお、本計画は、計画期間の終了した前計画に引き続き、市自らの事務・事業から生じる温室効果ガスの削減を進めるため、新たに「鴻巣市地球温暖化対策実行計画（第3期）」を策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

「鴻巣市地球温暖化対策実行計画」は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づき、市の温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行するための計画として策定するものです。



鴻巣市地球温暖化対策実行計画の位置づけ

#### ◎地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

（地方公共団体の施策）

第20条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（地方公共団体の事務及び事業に関する実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（以下この条において「実行計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県及び市町村は、実行計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 都道府県及び市町村は、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガスの総排出量を含む。）を公表しなければならない。

### 3. 計画の期間

「鴻巣市地球温暖化対策実行計画（第3期）」の計画期間は、平成26年度から平成30年度までの5年間とします。

ただし、この間の社会状況の変化や技術的進歩、実務の妥当性等を踏まえて、必要に応じた見直しを行います。

### 4. 計画の対象範囲

#### (1) 対象とする事務・事業及び組織等の範囲

本計画は、原則として、市庁舎をはじめとする公共施設におけるすべての事務・事業を対象とします。

#### (2) 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策推進法」第2条第3項では、下表に示す6種の温室効果ガスを対象としていますが、本計画では、温室効果ガスの総排出量を把握するにあたって、鴻巣市における事務・事業から排出される温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を重点的に把握することとします。

6種の温室効果ガス

対象物質	主な発生源
①二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	・電気の使用 ・自動車等の燃料の使用 ・その他の燃料の使用
②メタン (CH <sub>4</sub> )	・自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却
③一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	・自動車の走行 ・一般廃棄物の焼却 ・ディーゼル機関の燃料の使用
④ハイドロフルオロカーボン (HFCs)	・自動車エアコンの使用・廃棄 ・エアコンや冷蔵庫の使用・廃棄
⑤パーフルオロカーボン (PFCs)	・対象施設なし
⑥六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	・対象施設なし

ただし、二酸化炭素以外の温室効果ガスについても、毎年の調査項目には入れておくことで発生の有無を確認することとします。



### 第3章 計画の目標と方針

#### 1. 鴻巣市における二酸化炭素排出量

##### (1) 平成 24 年度の総排出量

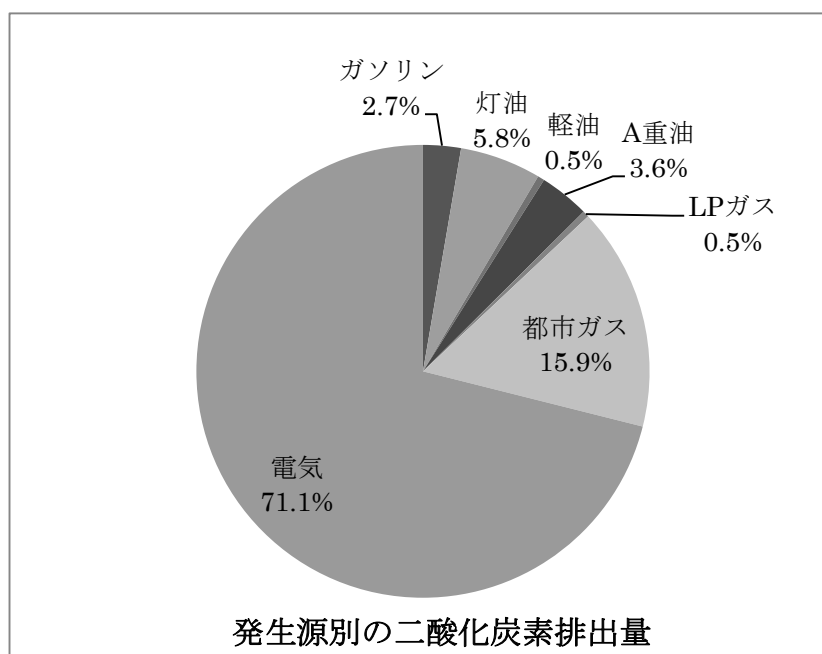
鴻巣市における事務・事業による二酸化炭素総排出量は、平成 24 年度において、下表のように 7,445,871.42kg-CO<sub>2</sub> となっています。

##### 市管理施設における二酸化炭素排出量（平成 24 年度）

項目	市管理施設	排出係数	CO2 排出量 単位 : kg-CO2
ガソリン (ℓ)	87,297.28	2.3	200,783.74
灯油 (ℓ)	172,535.30	2.5	431,338.25
軽油 (ℓ)	13,788.10	2.6	35,849.06
A重油 (ℓ)	98,500.00	2.7	265,950.00
L P G (m <sup>3</sup> )	15,443.00	2.2	33,974.60
都市ガス (m <sup>3</sup> )	188,206.30	6.3	1,185,699.69
電気 (kwh)	14,150,470.80	0.374	5,292,276.08
C O <sub>2</sub> 排出量合計			7,445,871.42

##### (2) 発生源別二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量を発生源別にみると、グラフに示すような構成となっており、電気使用が 71.1%でもっとも多く、次いで都市ガスが 15.9%、灯油が 5.8%、A重油が 3.6%となっています。



## 2. 温室効果ガスの排出削減目標

本計画では、「平成 30 年度までに、本庁舎以外の施設も含めた公共施設全体からの二酸化炭素排出量を平成 24 年度を基準に 5%以上削減すること」を全体目標とします。

また、個別の取組項目についても、電気使用量、燃料使用量、用紙使用量、ごみ排出量、水道使用量について、「平成 30 年度までに、平成 24 年度を基準に 5%以上削減すること」を目標とします。

上記の削減目標値については、基準年である平成 24 年度の温室効果ガス等調査対象施設等から排出される温室効果ガスのみを対象とします。平成 24 年度以降に新設・増設された施設等からの排出は対象外とします。ただし、その排出量については毎年度把握していくものとします。

なお、温室効果ガス排出量の削減にあたっては、それぞれの事務・事業の特性に応じて、効果的に排出抑制に向けた取組を行っていくことが必要です。

### 温室効果ガスの削減目標

単位：t-CO<sub>2</sub>

項目	基準年 平成 24 年度 〔実績値〕	目標年 平成 30 年度 〔目標値〕	削減率	削減量
二酸化炭素排出量	7,445,871	7,073,577	5%	372,294
市役所外部から供給された電気の使用量（一般電気事業者）	5,292,276	5,027,662	5%	264,614
燃料使用量 （移動式・定置式を含む）	2,153,595	2,045,915	5%	107,680
一般廃棄物（廃プラスチック）の焼却量	—	—	—	—

### 個別の取組項目についての削減目標

項目	単位	基準年 平成 24 年度 〔実績値〕	目標年 平成 30 年度 〔目標値〕	削減率	削減量
電気使用量	kWh	14,150,470.80	13,442,947.26	5%	707,523.54
A重油使用量	L	98,500.00	93,575.00	5%	4,925.00
ガソリン使用量	L	87,297.28	82,932.42	5%	4,364.86
用紙使用量（A 4）	枚	10,304,621.00	9,789,389.95	5%	515,231.05
ごみ排出量	kg	156,004.71	148,204.47	5%	7,800.24
水道使用量	m <sup>3</sup>	272,611.50	258,980.93	5%	13,630.57

### 3. 目標達成に向けた基本方針

温室効果ガス排出量の削減目標の達成に向けては、以下の3つの方針にしたがって進めていくものとします。

- ① 職員一人ひとりが主体的に行動を実践・継続していく
- ② 長期的な視野に立って、戦略的な対策を検討・推進していく
- ③ 率先行動を通じて、市民・事業者等の行動を促していく

#### (1) 職員一人ひとりが主体的に行動を実践・継続していく

温室効果ガス排出量の削減目標を達成していくためには、職員一人ひとりによる主体的な行動の実践・継続が不可欠であるといえます。そのためには、地球温暖化の現状や動向はもちろんのこと、本計画の趣旨、取組の意味や方法、またその成果などについて周知・徹底を図っていくことが必要です。

そこで、取組状況や成果などをグラフや写真を用いてビジュアルに示すなど、現状・効果・問題点を“見える化”してフィードバックしていくとともに、一人ひとりが自ら考え、行動できるようにしていきます。

#### (2) 長期的な視野に立って、戦略的な対策を検討・推進していく

IPCCの報告によると、大気中の温室効果ガス濃度を500ppm以下で安定化させるためには、2050年までに1990年と比較して50%もの削減が必要であるとも言われています。そこで、京都議定書の目標達成はもちろんのこと、ポスト京都議定書を見据え、長期的な視野に立った取組を継続的に進めていくことが必要です。

省エネルギー行動の実践・定着を図っていくことはもちろんですが、公共事業における省エネルギー型・再生可能エネルギー型のまちづくりへの貢献、ESCO事業の導入による資金の創出といった対策を戦略的に組み立て、進めていきます。同時に、事業者等での取組の中からヒントが得られるものについては、その手法を積極的に取り入れ、効果的な対策を進めていきます。

#### (3) 率先行動を通じて、市民・事業者等の行動を促していく

率先行動を通じて、市民や事業者等の行動実践を促していくことも重要です。

そこで、率先行動による効果を積極的にPRしたり、率先導入した再生可能エネルギー等を市民等への環境教育として活用したり、市の率先行動と一緒に市民や事業者等への取組を呼びかけていくなど、地域の取組へと波及させていきます。

## 第4章 目標達成に向けた取組項目

### 1 取組の全体像

第3章に掲げた、事務・事業の実施に伴う温室効果ガス総排出量の削減目標を達成するために、以下の取組を実践していきます。

「庁舎内環境配慮推進事業」による省エネルギーや省資源・リサイクルなど、日常の事務・事業に関わる率先行動に積極的に取り組んでいくことはもちろん、施設の新設・増設時、あるいは改修時等に省エネルギー化や再生可能エネルギー導入を進めるとともに、温室効果ガスの吸収源となる緑地の保全・創出に努めていきます。

#### (1) 日常の事務事業に関わる行動

①電気・燃料使用量の削減

②公用車燃料使用量の削減

③用紙使用量の抑制

④ごみ排出量の削減とリサイクル

⑤水道使用量の削減

⑥グリーン購入の推進

原則として、「地球温暖化対策取組要領」により取り組む

#### (2) 施設整備等に関わる行動

① 新・増設時の施設改善

② 温室効果ガス吸収源の保全

## 2. 取組項目

### (1) 日常の事務・事業に関わる行動

日常の事務・事業における行動の実践にあたっては、原則として、「地球温暖化対策取組要領」によって各課、各施設等で取り組み、温室効果ガス排出量の削減に努めるものとします。

#### ①電気・燃料使用量の削減

No	取組の基本方向	具体的な取組例
1	<p>●冷暖房（空調機）の適正な温度管理（冷房 28 度、暖房 19 度程度）を徹底する</p> <p>○適正な温度管理とは、職員や来客の健康面を害さないことを基本とする</p> <p>○建物構造上の理由により、一定の温度管理が困難な場合は、左記の温度はあくまで目安として運用する</p>	<p>冷暖房の適切な使用のための取組例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・冬は重ね着、夏はノーネクタイなど着衣を調整（クールビズ、ウォームビズ）</li> <li>・カーテン、ブラインド、よしず等の活用</li> <li>・吹き出し口の前に物を置かない</li> <li>・冬の日照、夏の通風の取り入れ等の工夫</li> <li>・フィルターの清掃等、空調・冷却設備のこまめな保守点検 など</li> </ul>
2	<p>●不要な照明の消灯による節電を徹底する</p> <p>○不要な照明は、各職場で異なる場合もあるので、各職場の実情に合わせたきめ細やかな不要な照明の点検、判断を行う</p>	<p>照明の節電のための取組の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・勤務時間前、昼休みの消灯を徹底</li> <li>・使用していない会議室、教室等の消灯</li> <li>・更衣室、トイレ、給湯室、書庫等断続的に使用する箇所は、使用時に点灯し使用後は消灯</li> <li>・残業時は必要な範囲以外は消灯</li> <li>・窓側で十分な照度が確保できる場合は消灯</li> <li>・不要な照明器具をはずす</li> <li>・効率的な業務執行を行い、なるべく残業をしない</li> <li>・毎週水曜日のノー残業デーの徹底</li> <li>・各職場での朝・昼・帰りの不要な照明のチェックの当番制度などを導入 など</li> </ul>
3	<p>●長時間使用しない電気製品の電源はこまめに切る</p> <p>○仕事の効率を下げるための取組ではなく、ムダな電気の使用を削減することが目的である</p>	<p>電気製品の節電のための取組の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・昼休みや外出時など使用しない時は、OA機器の電源を切る</li> <li>・ミスコピーをなくしコピー機の使用を抑制</li> <li>・電気製品の待機電力オフ</li> <li>・電気製品の設置台数の適正化 など</li> </ul>
4	<p>●エレベーターの使用を控える</p> <p>○健康管理面を考慮して各自が判断することが必要となる</p>	<p>エレベーターの使用を控える取組の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「3up4down 運動」などを実施し、階段での登り降りを奨励 など</li> </ul>

## ②公用車燃料使用量の削減

No	取組の基本方向	具体的な取組例
1	<p>●公用車の利用を控える</p> <p>○仕事の効率を下げたためではなく、公用車のムダな使用を削減することが目的である</p>	<p>公用車の利用を控える取組の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近距離の移動は徒歩または自転車を利用</li> <li>・公共交通機関の利用</li> <li>・巡回経路の効率化</li> <li>・用務調整を図り相乗りを実施 など</li> </ul>
2	<p>●利用する場合はエコドライブを心がける</p> <p>○ムダな燃料の使用を削減することが目的である</p>	<p>ムダな燃料を使用しない取組の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アイドリングストップを徹底する</li> <li>・急発進、急加速をしない</li> <li>・経済速度で走行する (一般道路 40km/h、高速道路 80km/h)</li> <li>・不要な荷物を積まない</li> <li>・低公害車、低燃費車の優先使用</li> <li>・エアコンはこまめに調整する など</li> </ul>
3	<p>●公用車の適正な管理を徹底する</p>	<p>適正な管理の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気ガス、騒音のレベルを抑えるための適正な車輛整備</li> <li>・タイヤ空気圧を適正に保つよう点検</li> <li>・タイヤ交換の際には、可能な限り環境に配慮したタイヤ（燃費が向上するタイヤなど）に取り替え など</li> </ul>
4	<p>●通勤における車の使用は、徒歩、自転車、公共交通機関などの利用に切り替える</p>	<p>通勤時の車利用を控える取組の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ノーマイカー通勤の徹底 など</li> </ul>

### ○低公害車等の導入の推進

各課等は、公用車を新規導入または代替導入する場合は、ハイブリッド車や電気自動車の導入に努めます。また、導入が困難な場合は、必要最小限の大きさのもの（軽自動車等）、燃費のよいもの、原動機付自転車や自転車を導入します。

なお、長期継続契約（30日以上をいいます。）するリース車についても、低公害車の導入に努めます。

### ③用紙使用量の抑制

No	取組の基本方向	具体的な取組例
1	<p>●紙の使用量を抑制する</p> <p>○ミスコピーやミスプリントを極力減らすことなどによって、ムダな紙の使用を抑制することが目的である</p> <p>○電子メディア等の利用によるペーパーレス化に取り組むため、情報処理に関するOA機器の活用の促進が重要となる</p>	<p><b>紙の使用量を抑制する取組の例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・印刷プレビュー等で確認してから出力</li> <li>・ミスコピーをなくすためコピー時にコピー機の設定を確認</li> <li>・両面印刷・両面コピーの徹底</li> <li>・縮小コピーの効果的利用</li> <li>・会議資料等の作成部数は必要最低限</li> <li>・ファイリングシステムを活用して個人所有資料を削減</li> <li>・庁内LANや電子メールの活用</li> <li>・情報周知に回覧や掲示等の利用</li> <li>・簡易印刷機とコピー機の使用選択にあたり省資源と経済性に配慮 など</li> </ul> <p><b>注意事項</b></p> <p>*簡易印刷機とコピー機の使用選択にあたっては、印刷枚数に応じて、いずれが省資源と経済性につながるかを各自が適切に判断することが必要となる</p>
2	<p>●紙製事務用品の節約を図る</p>	<p><b>紙製事務用品を節約する取組の例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バインダー、ファイル、ファイルボックス等の再使用（庁内LAN等を活用した情報提供で再使用を促進）</li> <li>・内部での文書交換等に、使用済みの封筒の再使用 など</li> </ul>

### ④ごみ排出量の削減とリサイクル

No	取組の基本方向	具体的な取組例
1	<p>●ごみを作らない（リデュース）</p> <p>○廃棄物の削減には、ごみを減らすだけでなく、使い捨て商品などごみとなる物の購入や使用を抑制すること（リヒューズ）が必要となる</p>	<p><b>ごみを作らない取組の例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易包装された製品を購入</li> <li>・詰め替え可能な製品の利用、備品の修理等により製品の長期使用を進める</li> <li>・使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入り弁当等）の使用や購入を抑制</li> <li>・消耗品は最後まで使い切る</li> <li>・個人の新聞、雑誌、カタログ等の持帰り</li> <li>・シュレッダーの使用は、個人情報を含む文書と機密文書に限定（名刺は個人情報になるので適切な処理が必要）</li> <li>・食堂等では、残飯が出ないように食物の量を選択 など</li> </ul>

No	取組の基本方向	具体的な取組例
2	●ごみを適正に分別する	<p><b>ごみを適正に分別する取組の例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別がしやすいよう、専用のごみ箱（可燃・不燃・容器包装・びん・缶・ペットボトル等）を用意</li> <li>・ごみ箱は各所属単位での集中管理（もやすごみ箱を1～2個に限定するなどの取組）を推奨</li> <li>・小さなサイズの紙も分別を徹底</li> </ul> <p><b>注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*生ごみは有機肥料・飼料にリサイクルするので分別を徹底する</li> <li>*感熱紙は資源ごみとしてリサイクルできないため、シュレッダーはかけず、可燃ごみに分別する</li> </ul>
3	●再利用（リユース）を推進する	<p><b>再利用推進の取組の例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ミスコピーなど裏面利用が可能な紙をメモ用紙やテストプリント用紙等に再使用</li> <li>・ミスコピーなどの裏面利用を促進するため、再使用専用回収箱を設置</li> <li>・文具類等再使用可能な製品の再利用を徹底</li> <li>・コピー機、プリンタ等のトナーカートリッジの回収と再使用を推進</li> </ul> <p><b>注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*裏面使用にあたっては、個人情報保護に十分な配慮が必要となる</li> </ul>
4	●リサイクル（資源化）を推進する	<p><b>リサイクル推進の取組の例</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・古紙（新聞・雑誌、ダンボール、牛乳パック）のリサイクルを徹底</li> <li>・古布のリサイクルを徹底</li> </ul> <p><b>注意事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*シュレッダーのリサイクル処理にかかる費用は一般の古紙より約1.5倍高く、10kgあたり150円の経費がかかるため、経費節減のためにも使用は機密文書等に限る</li> </ul>



### ⑤水道使用量の削減

No	取組の基本方向	具体的な取組例
1	● 日常の水道使用量の削減する	<b>水道使用量を抑制する取組の例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 手洗いや歯磨きなどで水を使う場合、こまめに蛇口を閉める</li> <li>・ 食器等を洗う際、合成洗剤の使用を控える</li> <li>・ 茶碗等を洗う場合、洗い桶に水をためて行い、水を出し放しにしない</li> <li>・ 花壇等への水やりに雨水等の利用に努めるなど</li> </ul>
2	● 建物の維持管理に当たって、水道使用量の削減に配慮する	<b>水道使用量を削減する設備の例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トイレ用水の水量調節</li> <li>・ 蛇口への節水コマの取り付け</li> <li>・ 使用実態に応じた、洗面所等の水道のバルブの水圧調整等による節水</li> <li>・ 水漏れ点検の徹底</li> <li>・ トイレ等の雑用水に雨水や中水を利用 など</li> </ul>

### ⑥グリーン購入の推進

No	取組の基本方向	具体的な取組例
1	● 物品等の購入にあたって、環境配慮型製品を優先する	<b>物品購入時の取組の例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物品等の購入にあたり「鴻巣市再生品利用ガイドライン」を遵守</li> <li>・ エコマーク商品やグリーンマーク商品を優先的に購入</li> <li>・ 長期使用が可能な製品（部品の交換処理や修理が可能な製品、保守や修理サービスの期間の長い製品、機能拡張性の高い製品など）を優先的に購入 など</li> </ul>
2	● 印刷物等は再生紙の利用に努める	<b>印刷物に再生紙を用いる取組の例</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「鴻巣市再生品利用ガイドライン」に定められた古紙配合率の遵守</li> <li>・ 印刷物への古紙配合率の明記 など</li> </ul>

## (2) 施設整備等に関わる行動

施設の新・増設、改修時に省エネルギー化や再生可能エネルギー導入等の改善を進めるほか、温室効果ガスの吸収源となる緑地の保全・創出に努めていきます。

### ①新・増設、改修時の施設改善

本庁舎をはじめとする公共施設を対象に、省エネルギー診断を推進して、施設の省エネルギー化を進めていきます。また、事業化にあたっては、ESCO 事業の導入等を検討します。

施設の新増設や改修に際しては、省エネルギー設計、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入、雨水・処理水の有効利用を図るなど、温室効果ガス削減に資する最新の技術等を取り入れていきます。また、施設内への自動販売機等の設置にあたっては、省電力型のものを選ぶなどの配慮をします。

さらに、持続可能な都市づくりの観点から、公共事業においても事業の計画、設計、施工及び管理の各段階において環境配慮を行っていくとともに、温室効果ガスの排出の少ない工事及び都市構造の実現に寄与する設計等に努めていきます。

### ②温室効果ガス吸収源の保全

温室効果ガス吸収源の保全に向けて、樹林地等の保全及び都市緑化の推進を積極的に進めていきます。

本市においては、「鴻巣市緑の基本計画」に基づき、樹林・樹木、農地の保全のほか、公共公益施設の敷地内や屋上、壁面の緑化、公園緑地の整備、水と緑のネットワーク形成のほか、市民とともに緑を育てる体制づくりを進めています。

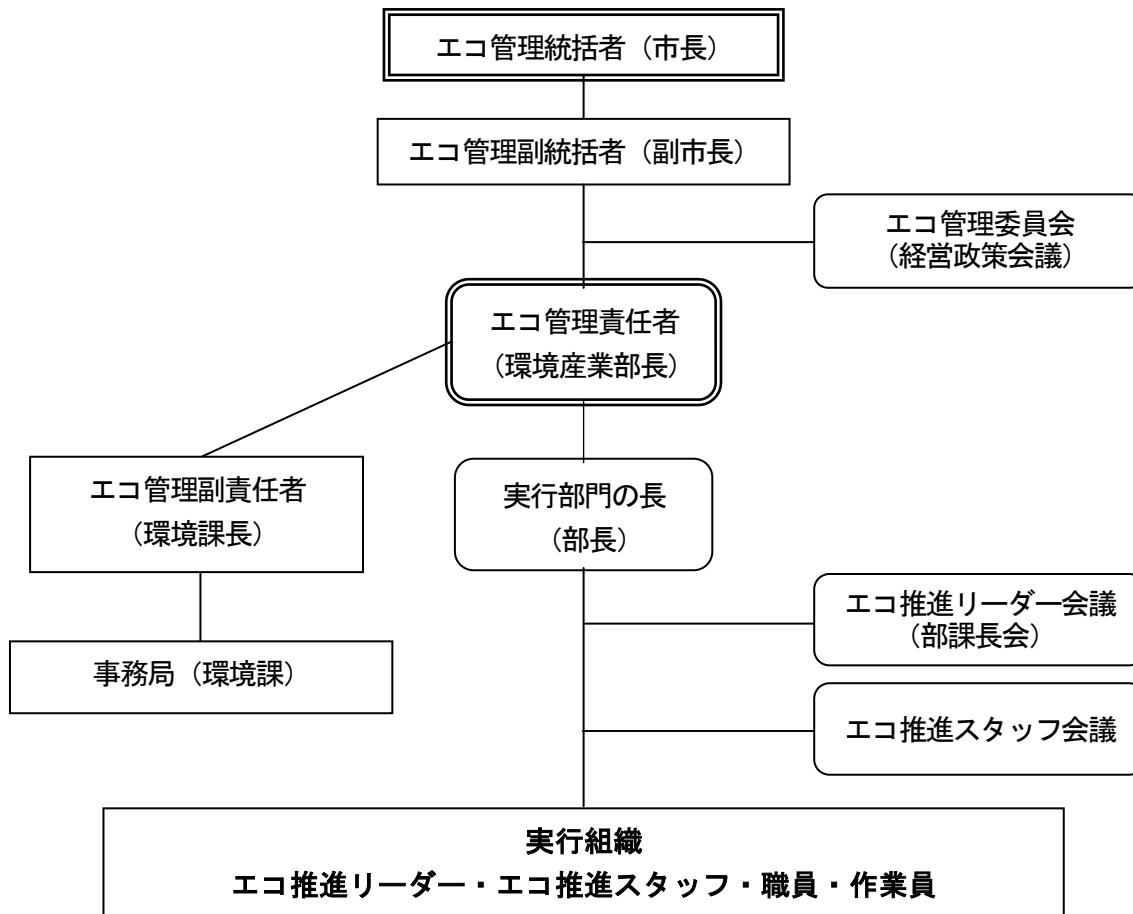
本計画においても事務・事業に係る直接的な取組と併せて、市民等による取組を促進する仕組みと連動しながら一体的に進めていきます。

## 第5章 計画の進行管理等

### 1. 推進及び進行管理体制

#### (1) 推進体制

本計画の推進にあたっては、「庁舎内環境配慮推進事業」の推進体制によって、本庁舎外組織を加えた全庁的な取組の進捗状況や目標達成状況を点検し、必要な調整及び計画の見直しを行うものとしてします。



計画の推進体制

#### (2) 責任と権限

##### ①エコ推進リーダー（課長又は所属長）

- ・課における環境配慮を統括する。
- ・課内の目的・目標等、進行状況を評価し、改善等あれば推進スタッフに指示するとともに、部長に報告する。

##### ②エコ推進スタッフ（副課長又は主幹又は主査）

- ・課における環境配慮を推進リーダーとともに統括する。
- ・課内の進行状況を点検するとともに、改善等あれば職員に周知する。
- ・必要に応じて環境配慮についての職場研修を実施する。


### (3) 進行管理

本計画の進行管理は、「庁舎内環境配慮推進事業」に基づく手続き等と連動させながら行い、PDCA サイクルの徹底により、毎年度の継続的改善によって温室効果ガスの効果的な削減を進めます。

また、必要に応じて、手順等の見直し・改善を図っていくものとします。


なお、温室効果ガスの排出量については、総量削減の目標管理を行っていきませんが、その年の気候や開館時間の増減、人員増強など、様々な要因で増減する可能性も少なくないため、進行管理にあたっては、その増減の要因等を分析して対策を講じていきます。

#### ①各部署での温室効果ガス排出量等の把握



各部署のエコ推進スタッフが中心となって、事務局（環境課）より配布された「地球温暖化対策年度管理票」及び「環境配慮チェックシート」の該当項目を正確に把握し記入するとともに、四半期毎に排出量に対する「課長のコメント」欄の記載を済ませ、部長の承認を得て、この結果を事務局に提出します。


#### ②事務局（環境課）による集計と評価



事務局（環境課）は、各部署から提出された「地球温暖化対策年度管理票」のデータを集計し、市のすべての事務・事業による温室効果ガス排出量を把握します。

また、各部署から提出された「環境配慮チェックシート」の評価点を各項目別に集計、分析し、改善すべき点がある場合は関係部署に改善を促します。

#### ③エコ管理委員会における改善方針の検討



エコ管理委員会において、市のすべての事務・事業による温室効果ガス排出量、及び、環境配慮行動に関する集計・分析結果等をもとに継続的改善のための方針を検討し決定します。

事務局（環境課）は、その成果をふまえ「実績報告」を作成します。

#### ④各部署への検討結果のフィードバックと実績の公開

温室効果ガス排出量を有効に削減するために PDCA サイクルを実効的に展開し、検討結果を各施設等にフィードバックするとともに、実績を「鴻巣市の環境」及びホームページ等で公開します。

## 2. 環境コミュニケーション

本計画に基づく取組を効果的に進めていくためには、情報の周知・伝達・公開が重要であり、市役所内部での情報共有はもちろんのこと、外部（市民や事業者等）との環境コミュニケーションの方法を確立していきます。特に、地球温暖化防止の効果が顕著な取組については、環境コミュニケーションにより職員のみならず、市民や事業者等へ広く公表し、さらなる地球温暖化対策の推進を図っていきます。

### (1) 職員への普及・啓発（内部コミュニケーション）

#### ① 地球温暖化の現状及び計画の周知

- ・地球温暖化の現状や、鴻巣市での温室効果ガス排出状況など、地球温暖化に関する情報の周知・徹底を図ります。
- ・本計画を庁内LANに掲載して、全職員への周知を図ります。
- ・本計画の内容や進捗状況について情報提供を行います。

#### ②職員に対する研修、情報提供

- ・職員の地球温暖化防止に関する理解を深め、全庁的な取組を進めていくための職員研修を行い、周知・徹底を図ります。
- ・事務局は、定期的に、実行計画に関する情報を発信し共有化を図ります。

#### ③職員からの提案

- ・職員は、実行計画や取組項目に対する提案等があった場合は、職員提案制度を利用して提案できるものとします。

### (2) 実施状況・結果の公表等（外部とのコミュニケーション）

本計画に基づいて毎年度実施する温室効果ガス等調査の結果や点検・評価結果について、これまでと同様に、「鴻巣市の環境」（年次報告書）及び広報、市のホームページ等を通じて広く公表していきます。

また、公表した内容等に対する市民等からの意見を受け入れ、次年度以降の取組に生かしていきます。

さらに、率先行動を通じた市民や事業者等への波及効果を高めていくために、率先行動の効果の積極的なPR、緑のカーテンの設置、クールビズ・ウォームビズの実践、ノーマイカー通勤の取組など、市職員や公共施設をモデルとして一斉行動の呼びかけなども積極的に進めていきます。

## 3. 実行計画の見直し

PDCAサイクルによる点検・評価を進めていく中で、本計画に基づく取組による変化や社会経済及び環境の状況の変化、あるいは科学技術等の進展等の状況をみながら、必要に応じて、計画の見直しを行うものとします。

# 参 考 資 料

資料 1 温室効果ガス等調査対象組織

資料 2 温室効果ガス等調査結果補足（平成 24 年度）

## 資料1 温室効果ガス等調査対象組織

庁舎内組織		庁舎外組織
秘書室	秘書課	
経営政策部	経営政策課	
	財政課	
	情報政策課	
総務部	総務課	
	職員課	
	市民税課	
	資産税課	
	収税課	
	契約検査課	
市民協働部	市民活動推進課	市民センター
		本町コミュニティセンター
		コミュニティふれあいセンター
		教育支援センター兼 川里コミュニティセンター
		鴻巣市文化センター
	花かおり課	
	生活安全課	鴻巣駅西口駐車場
	自治防災課	消防団第1分団
		消防団第2分団
		消防団第3分団
		消防団第4分団
		消防団第5分団
		消防団第6分団
		消防団第7分団
		消防団第8分団
		消防団第9分団
		消防団第10分団
		消防団第11分団
		消防団第12分団
		消防団第13分団
	消防団第14分団	
	消防団第15分団	

庁舎内組織		庁舎外組織
市民協働部	自治防災課	消防団第16分団
		消防団第17分団
		消防団第18分団
		消防団第19分団
	やさしさ支援課	
市民課		
環境産業部	環境課	
	ごみ処理広域化準備室	
	商工観光課	鴻巣市産業観光館
		彩の国鴻巣宿観光パーキング鴻巣トイレ
		人形のふるさと化粧室
		パーキング・こうのす
		花と音楽の館 花久の里
		鴻巣勤労青少年ホーム
		吹上勤労青少年ホーム
	農政課	川里農業研修センター
	市民農園	
福祉部	福祉課	鴻巣市総合福祉センター
		吹上福祉活動センター
		白雲荘
		コスモスの家
		ひまわり荘
	障がい福祉課	あしたば第1作業所
		あしたば第2作業所
		吹上太陽の家
		川里ポプラ館
	子育て支援課	児童センター
		つつみ学園
		共和こども交流の家
	保育課	鴻巣保育所
		馬室保育所
	生出塚保育所	
	富士見保育所	

庁舎内組織		庁舎外組織
福祉部	保育課	登戸保育所
		鎌塚保育所
		吹上富士見保育所
		川里ひまわり保育所
		赤見台第1学童保育室
		赤見台第2学童保育室
		あたご学童保育室
		馬室学童保育室
		大芦学童保育
		笠原学童保育室
		共和学童保育
		屈巢学童保育
		鴻巣学童保育室
		下忍学童保育
		常光学童保育室
		小谷学童保育
		神明学童保育室
		田間宮学童保育室
		田間宮学童保育室分室
		中央学童保育室
	広田学童保育	
	吹上学童保育	
	箕田学童保育室	
	南学童保育室	
	南第2学童保育室	
保健医療部	健康づくり課	鴻巣保健センター
		吹上保健センター
	介護保険課	
	国保年金課	
建設部	道路課	
	工事課	
	下水道課	箕田赤見台雨水ポンプ場
		常光雨水ポンプ場

庁舎内組織		庁舎外組織
建設部	下水道課	鎌塚污水ポンプ場
		下忍污水ポンプ場
		笠原地区クリーン施設
		笠原地区第2クリーン施設
		郷地安養寺地区クリーン施設
		上会下地区クリーン施設
建設部	水道課	馬室浄水場
		人形浄水場
		箕田浄水場
		吹上第一浄水場
		吹上第二浄水場
		川里浄水場
		屈巢浄水場
	都市整備部	都市計画課
		赤見台近隣公園
		鴻巣公園
		東町公園
		ひばり野中央公園
		荒川パノラマ公園
		富士見公園
		新宿第1公園
		石田堤史跡公園
		川里中央公園
		あかぎ公園
		すみれ野中央公園
		上谷総合公園
		ふるさと総合緑道 愛里巢
		糠田運動場
会計管理者		建築課
	市街地整備課	北新宿第2土地区画整理事務所
		東口第1駐車場
		東口第2駐車場
	会計課	



庁舎内組織		庁舎外組織
教育総務部	教育総務課	東小
		南小
		馬室小
		田間宮小
		箕田小
		笠原小
		常光小
		北小
		松原小
		赤見台第一小
		赤見台二小
		中央小
		吹上小
		小谷小
		下忍小
		大芦小
		屈巢小
		共和小
		広田小
		鴻巢中
		鴻巢北中
		鴻巢西中
		鴻巢南中
		赤見台中
		吹上中
		吹上北中
		川里中
	生涯学習課	
	スポーツ課	あかぎ公園多目的グラウンド
		赤見台近隣公園グラウンド
		上谷総合公園体育施設
		かわさとグラウンドゴルフ場
		川里多目的グラウンド
	コスモスアリーナ吹上	

庁舎内組織		庁舎外組織
教育総務部	スポーツ課	常光テニスコート
		総合体育館
		第2総合体育館
		天神テニスコート
		糠田多目的グラウンド
		東町公園テニスコート
		ひばり野中央公園コート
		吹上荒川総合公園
		吹上パークゴルフ場
		吹上富士見ゲートボール場
		吹上富士見テニスコート
		陸上競技場
		吹上総合運動場
		中央公民館
		田間宮学習センター
		箕田公民館
		あたご公民館
		笠原公民館
		常光公民館
		吹上公民館
		鴻巢中央図書館
		吹上図書館
	川里図書館	
学校教育部	学校給食課	
	学校支援課	
	学務課	
吹上支所	地域グループ	
	市民グループ	
	福祉グループ	
川里支所	地域グループ	
	福祉グループ	
議会事務局	議会総務課	
監査委員事務局	監査委員事務局	

## 資料2 温室効果ガス等調査結果補足（平成24年度）

### （1）温室効果ガス排出に係る活動量

#### ◆燃料・エネルギー関係

調査項目	種別	記入単位	活動量
	ガソリン	L	87,297.28
	灯油	L	172,535.30
	軽油	L	13,788.10
	A重油	L	98,500.00
	液化石油ガス(LPG)	m <sup>3</sup>	15,443.00
	都市ガス(CNGを含む)	m <sup>3</sup>	188,206.30
市役所外部から供給された電気の使用量(一般電気事業者)		kWh	14,150,470.80

### （2）その他の活動量

調査項目	記入単位	活動量
コピーカウンター使用量	枚	4,719,409
A4コピー用紙使用量	枚	10,304,621.00
ごみ排出量	kg	156,004.71
水道使用量	m <sup>3</sup>	272,611.50

資料：鴻巣市地球温暖化対策年度管理票集計（平成24年度）